

# NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



令和4年9月29日

問い合わせ先



(所属) 海上安全環境部

船員労働環境・海技資格課

(電話) 06-6949-6434

(担当) 衣川・大家

C to Sea プロジェクト

海や船が「楽しく身近な存在」になるための取組み。

ポータルサイト「海ココ」→



## 令和4年度 船員安全推進賞の受賞と 船員労働災害防止優良事業者の認定更新について

国土交通省では、船員の労働災害防止に必要な船舶所有者の自主的取組みの促進を図るため、「船員労働災害防止優良事業者」の認定を行っております。

また、船員労働災害防止優良事業者（1級）認定後、継続して7年間認定されている船舶所有者及び前回の表彰から継続して7年間認定されている船舶所有者に、船員安全推進賞を授与し、表彰しています。

この度、管内の下記事業者が船員安全推進賞の受賞、船員労働災害防止優良事業者の認定更新（一般型2級）をされましたのでお知らせいたします。

### 記

～船員安全推進賞 受賞～【2社】※五十音順

有限会社相須海運（和歌山県和歌山市湊3010）

株式会社辰巳商会（大阪府大阪市港区築港4-1-1）

～船員労働災害防止優良事業者（一般型2級） 認定更新～【1社】

友ヶ島汽船株式会社（和歌山県和歌山市加太746番地85）



船員労働環境・海技資格課長より株式会社辰巳商会に表彰状を授与

※船員安全推進賞とは

船員労働災害防止優良事業者（１級）認定後、継続して７年間認定されている船舶所有者及び前回の表彰から継続して７年間認定されている船舶所有者に対し、船員災害防止大会等において表彰しているものです。

受賞者は、認定されたことを求人票に掲載するなど船員の採用活動等に活用することができます。

船員安全推進賞は、平成２７年度から表彰が始まり、令和３年度１０月までの受賞者は４７社です。

※船員労働災害防止優良事業者とは

国土交通省海事局（船員政策課）において毎年、船舶所有者などの関係者による船員の労働災害防止に向けた自主的な取組を促進させるため、個々の船舶所有者の自主的努力を評価して、船舶所有者からの申請に基づき、一定の条件に該当する船舶所有者を船員労働災害防止優良事業者として認定する制度です。

認定日以前３年以内の違反、災害等が基準以下の場合に「一般型２級」が認定され、「一般型２級」の認定を受け、認定申請日以前５年以内の違反、災害等が基準以下の場合に「一般型１級」が認定されます。

令和３年度１０月現在、全国の認定事業者は「一般型２級」が３５社、「一般型１級」が１００社となっております。

配布先 海事関係業界
---------------